

小田原市立報徳小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日改訂

1 いじめ防止等に関する学校の基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめは、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」で定められているとおり、“児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）”であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って判断する。いじめには、多様な態様があることから、いじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努める。

(2) いじめに対する基本認識

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘がある。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われている。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点を持って問題に向き合うことが必要である。

- いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳を損なう、人間として絶対に許されない行為である。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る。
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもにも注意を払う必要がある。

(3) いじめ対策の基本理念

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであるが、学校だけの問題ではなく、社会全体で取り組むべき、大人たち全員の課題であるという認識が必要である。その上で、「いのちを大切にする」「未来を担う子どもたちが地域で見守られながら健やかに成長できる」学校をめざし、いじめを根絶するための理念として、次の5つを掲げる。

- いじめを防止するために、あらゆる機会を通して、大人たちから子どもに対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にする心をはぐくむ教育活動の充実に取り組む。
- いじめは、人間として決して許されない行為であり、すべての児童、保護者、教職員等学校関係者、その他子どもに関わるすべての大人が、いじめに対する正しい理解をもって、いじめの根絶に取り組む。
- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうるものであり、子どもたちの周りにいる大人たちが、いじめが行われなくなるよう見守るとともに、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、市、県および国が連携して取り組む。
- いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得るものであり、すべての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組む。
- いじめは、子どもたちが所属する集団の構造や人間関係等に起因することから、互いの存在を認め合い、心の通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりを進める。

(4) いじめ防止基本方針策定の目的

報徳小学校いじめ防止基本方針は、上記の基本理念のもと、いじめ問題への対策を、学校職員がそれぞれの役割を自覚し、かつ相互に協力しながら、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、地域全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない学校の実現をめざすことを目的とする。

(5) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」「解消」に向け適切に取り組むことが必要である。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけではなく、全ての大人たちの問題として取り組まなければならない。いじめをしない、させない、ゆるさないためにも、地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進める。

○いじめの未然防止

- ・いじめの未然防止に向けては、家庭や学校において、子どもの発達段階に応じ人権を尊重し、道徳心や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを大切にする心”や“他者を尊重し、多様性を認め合う思いやる力”を育む。
- ・子どもたち一人一人が、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努めるとともに、情報社会の一員としての自覚をもって、適切に行動する態度を身に付けることができるように、情報モラル教育の一層の充実に取り組む。
- ・学校は、教育活動全体を通して、豊かな情操や道徳心と、他者との関わりの中で互いの人格を尊重し合える態度や社会性、自分の思いを具体的な態度や行動で表すことができるコミュニケーション能力等を育成する。
- ・学校は、「いじめは人間として絶対に許されない行為であること」や、「当事者だけでなく観衆や傍観者がいじめの持続や拡大に大きく影響すること」を教え、子どもたちが自らいじめ問題について考え、主体的に取り組む機会を設ける。
- ・子どもたちが、自分の存在が認められていること、大切にされていることを意識できるよう、家庭や地域において、家族や大人たちとのふれあう機会を充実させる一方、大人たちは子どもたちの育ちに関心を持つ。

○いじめの早期発見

- ・いじめの早期発見に向け、学校においては教員が日頃から、子どもたちの表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるように教員の資質や能力の向上を図る。また、日頃から教員相互の連携を密にするとともに、定期的な児童理解会議を設定し情報交換を行う。
- ・定期的に行うアンケート調査や個人面談等によって、常に子どもたちの状況を把握するとともに、子どもたちが困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努め、子どもからの相談に真摯に対応する。
- ・いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることをふまえ、地域、家庭に対していじめに関する啓発を行い、大人たち全員が子どもたちを見守り、育てる意識を持つように働きかける。また、児童の小さな変化も見逃さず、保護者と連携をして、対応する。
- ・学校はけんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場所もあるため背景にある事情の調査を行い子どもの感じる*¹被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

*¹いじめられていても、いじめを受けた子どもがいじめを訴えない場合があるため、注意深く状況を把握する必要があります。

○いじめの早期対応

- ・いじめには、チームで組織的に対応する。管理職・学級担任・児童指導担当教員・養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、特定の個人が情報を抱え込む等の状況を起こさないように、組織としてきめ細かい対応をしていく。
- ・暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子どもの心身及び財産等の被

害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速な対応する。

- ・いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた子どもを最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保する。

○いじめの解消

- ・いじめを行った子どもに対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導する。なお、いじめられた子どもの立場に立っていじめにあたと判断した場合にも、*²「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。また、いじめの行為に至った背景を把握し、当該の子ども及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行う
- ・学校はいじめを受けた子どもやいじめを行った子どもだけでなく、全ての子どもに対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないようしっかり指導する。
- ・学級担任や様々な教育活動に関わる教員は学級や学校生活の中で、いじめを許容しない雰囲気が形成されるよう指導する。
- ・いじめは単に謝罪をもって安易に*³解消している状態と判断することはできない。学校はいじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもを日常的に注意深く観察する。

*²例えば、好意から行った行為が意図にせず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教職員の指導に寄らずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに、指導するなど、柔軟な対応による対処もできる。

*³いじめが解消している状態とは少なくとも次のような2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係わる行為の解消

いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）が止んでいる状態が3ヶ月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により長期の期間を設定する。

②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等で確認する。

○家庭との連携

- ・子どもたち一人一人に発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを大切に作る心”や“他者を思いやる気持ち”を育むためには、学校での教育活動だけでなく、家庭での取組も重要であることから、家庭との連携を図る。
- ・学校はいじめを受けた児童に対し、家庭と連携し、いじめから子どもを守るという強い姿勢を示すとともに子どもに寄り添い、安心で安全な学校生活が送れるよう適切な助言と支援を行う。
- ・学校は、いじめを行った児童に対して毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家

庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行う。

○関係機関との連携

- ・いじめを受けた児童やいじめを行った児童が立ち直っていくためには、医療や福祉などの専門機関、地域の青少年育成団体等の協力が必要な場合もある。
- ・犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対応する必要がある。
- ・学校は「小田原市いじめ問題対策連絡会」を中心に、関係機関との適切な連携を図るとともに、日頃から関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催等により情報共有体制を整える。

○地域との連携

- ・いじめの問題は、学校内の人間関係にとどまらず、学習塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せることから学校と地域が連携して対応することが大切である。
- ・いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、大人たちから存在を認められているという思いを得られるような地域での体験活動等を推進する。
- ・PTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促していく。

2 いじめ防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

- 体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする態度やより良い人間関係を築こうとする態度等、道徳性を育む。
- 日頃の授業や行事等の特別活動で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活作りを推進する。
- 教職員の資質向上のための研修会を設定することにより、子どもが発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチできるようにし、積極的にいじめの認知に努める。
- 児童に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員への報告をするなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努める。
- 特に*⁴配慮が必要な児童に係るいじめについては、当該児童への適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- *⁵スクールボランティアの方々との活動や、地域の中での体験活動、異学年間、異校種間との交流の充実を図る。
- インターネット上のいじめを防止するために、情報を発信する責任や自分で情報の必要性を判断する力を身に付けさせる情報モラル教育を、学級活動や情報等の授業や、講演会等さまざまな場面を使って推進するよう努める。

*⁴発達障害を含む障がいのある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、外国につながるの

ある児童、性同一障害に係る児童、「性的マイノリティ」とされる児童、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している児童など

*⁵スクールボランティア：知識や技能、経験、時間等を活かし、学校の教育活動を支援するボランティア

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から子どもの日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、子どもとの信頼関係の構築等に努める。
- 定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、子どもが日頃から相談しやすく、子どもがいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった場合は迅速に対応する。
- いじめに関するアンケートに、インターネットいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に努める。
- 教育相談等で得た児童の個人情報については、取り扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめに関する情報を得た場合は、教職員全体で共有する。

(3) いじめに対する取り組み

- いじめの疑いがあるときや発見・通報を受けたときには、特定の教員が抱え込まずに「いじめ防止対策委員会」を中心に速やかに事実確認や対応方針の決定を行うとともに、その状況について市教育委員会に報告する。
- いじめを受けた児童の安全確保を、いじめが解消するまで図るとともに、いじめを受けた児童、保護者の苦しみや辛さを受け止め、解消に向けた対応や心のケア等の支援をおこなう。
- 教職員は、学校の定めた方針に従って、いじめに係る情報を適切に記録する。
- いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童との対話を深めることなどを通じて、いじめ再発防止に努める。
- いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童及び保護者、また、いじめを行った児童及び保護者への継続的な指導・支援を行う。
- いじめを受けた児童といじめを行った児童が異なる学校に在籍している場合の対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと、関係する専門機関等と連携して取り組む。また、双方の学校と学校設置者である市教育委員会の間で情報を共有して対処する。
- いじめを行った子どもに対しては、その子どもの家庭環境等の背景を十分に理解したうえで、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導する。
- インターネット上の不適切な書き込み等による「インターネット上のいじめ」について、通報や相談を受けた場合は、情報を確認し、被害の拡大を防ぐために、書き込み等の削除を依頼する等の必要な措置を行う。
- いじめに関する事実確認等で得た情報は、取り扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめの対応にあたっては、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーに十分配慮して、適切に対応する。

(４) 家庭との連携

- 子どもがいじめを受けていると疑われる様子があるときに、保護者が学校や関係機関等に相談・通報できるよう、プリントを作成したり懇談会や面談の機会に案内したりする等、相談・通報窓口を周知するとともに、懇談会や面談の機会を通して連携を深める。
- いじめを受けた子どもといじめを行った子ども及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行う。
- PTA との連携を図り、学校だよりや保護者会等を活用する等、いじめの防止等における家庭の役割や、児童がいじめを行うことのないよう保護者が指導に努めることの大切さ等について家庭への啓発を行う。
- 学校や家庭での子どもの様子について情報を共有できるよう、連絡ノートや電話相談、家庭訪問等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努める。

(５) 関係機関との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組む。
- いじめを受けた子どもや、いじめを行った子どもの立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力を得るための連携を図る。
- 「インターネット上のいじめ」の未然防止に向けた啓発や「インターネット上のいじめ」が発見・通報された場合の迅速で適切な対応に向けて、警察等と連携して取り組む。

(６) 地域との連携

- 青少年育成関係団体や学校運営協議会、評議員・会スクールボランティア等の地域団体等との連携を図り、地域ぐるみによる見守り体制の整備に努める。
- 地域で子供たちを見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して近隣の学校や園、自治会、施設や事業所等地域の人々とふれあう機会の充実を図る。

(７) 学校評価における留意事項

- 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアル実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価項目に位置づけるよう努める。

3 いじめ防止等のための組織の設置及び具体的な取り組み

(1) いじめ防止対策委員会設置の目的

いじめ等を未然に防止し、いじめ等に関する事案に対して、学校組織として、解決を図ることを目的とし、校内にいじめ防止対策委員会を設置する。この組織は児童指導の根幹に位置付く組織であり、いじめについては特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能になる。また、この組織がいじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童から認識されるものとする。

(2) いじめ防止対策委員会の構成員

常設の「いじめ防止対策委員会」の委員は、以下の構成員を基本とする。その他必要に応じて、校長が定める教職員および専門的知識を有する関係者をもって構成する。

＜校内構成員＞ 校長、教頭、総括教諭、養護教諭、教育相談コーディネーター
児童指導担当、該当学年

＜必要に応じて要請する校外構成員＞

主任児童委員、スクールカウンセラー、教育委員会教育相談員
スクールソーシャルワーカー

(3) 組織の役割

いじめの未然防止や早期発見のための防止等に関する取組の中核的な役割を担う。主な役割として、次のことを行う。

【未然防止】

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

【早期発見・事案対処】

- ・いじめに関する通報及び相談への対応
- ・いじめや問題行動等に係わる情報の収集
- ・いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・いじめ事案に係わる情報の収集及び事実確認のための調査
- ・いじめ事案に係わる記録と情報の共有
- ・いじめを受けた児童に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・いじめを行った児童に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・在校生やその保護者に対する情報提供 等

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- ・いじめに関する児童、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

(4) 年間計画 ＜別表(省略)＞

4 重大事態への対応について

(1) いじめによる重大事態の定義

いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」により適正に対応する。

○重大事態の定義

① いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

- ・ 自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

② いじめを受けていた子どもが、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合(年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。)

○子どもやその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという*⁶申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして調査等に当たる。

**⁶児童または保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する必要がある。*

(2) 重大事態発生時の報告・調査

学校は、重大事態が発生した場合、校内組織を中心に事実確認を正確かつ迅速に行うとともに、直ちに市教育委員会に報告する。市教育委員会は、個々の状況を十分把握したうえで、速やかに市長に報告する。

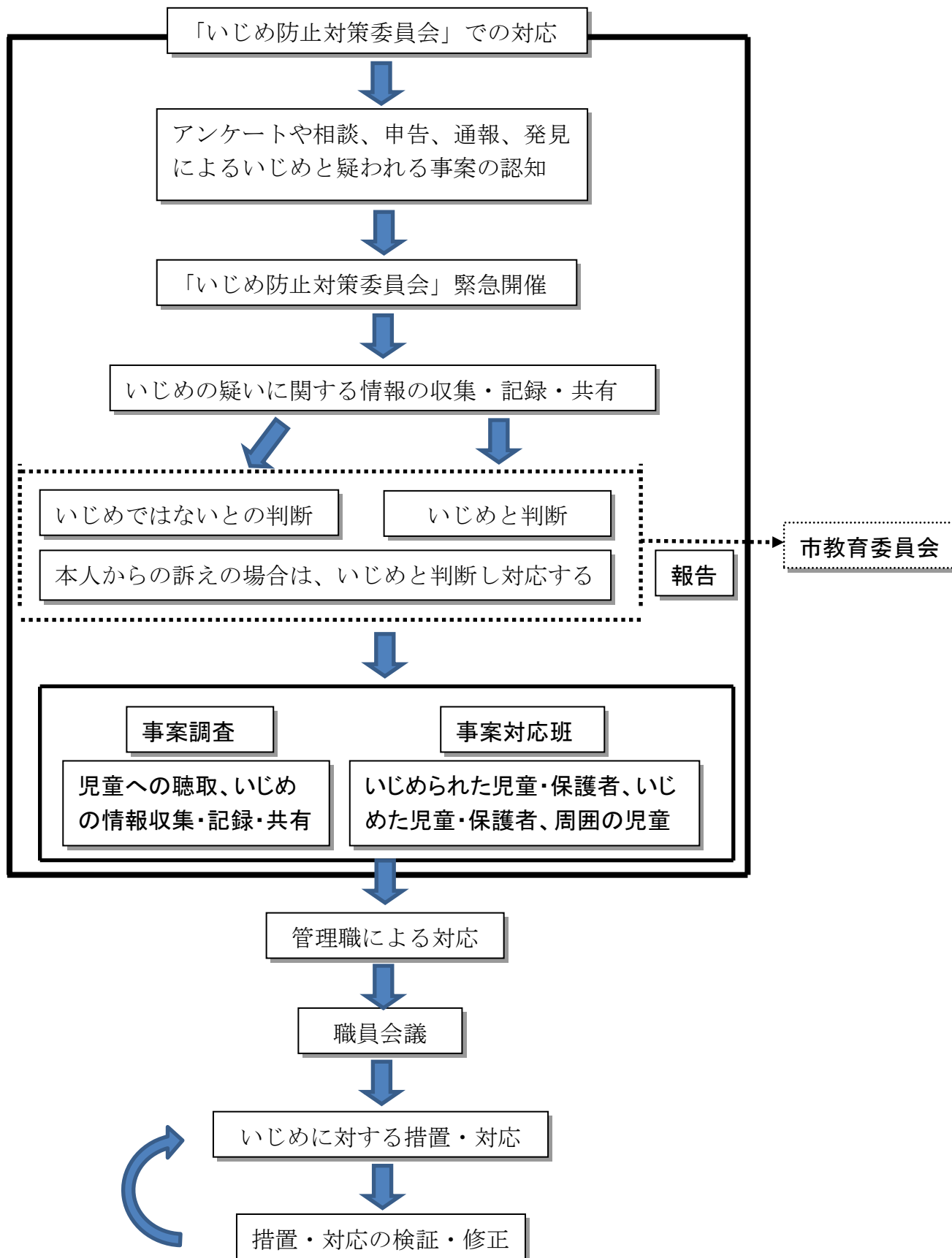
学校は、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、出来るだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供

いじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行う。

情報提供を行うに当たっては、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーへの配慮に留意して行う。なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明する。

(4) いじめ事案への対応フロー図



※いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、警察に相談・通報し連携する。
小田原警察少年係 32-0110 神奈川県警少年相談・保護センター 32-7358

5 いじめ防止基本方針の点検と見直し

いじめ防止基本方針については、年度ごとに点検し、国の基本方針が改訂された際も含め、必要に応じて見直しを行う。

いじめ防止等年間計画

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4 月	・いじめ防止基本方針について共通理解 【職員会議】	・学級ルールづくり 【学級活動・朝の会・帰りの会】	・学級づくりについての説明 【学級便り】 ・保護者との情報交換 【教育相談】
5 月	・児童に対する情報交換【児童支援全体会】 ・児童理解委員会・生活指導委員会（必要に応じて職員周知）	・行事を通じた人間関係づくり 【6年修学旅行】	・保護者との情報交換【学校へ行こうの日① 授業参観】
6 月	・児童理解委員会・生活指導委員会 ・心のアンケート①及び児童面談実施	・学級・縦割り班による人間関係づくり ・縦割り班遊び・縦割り班清掃 ・行事を通じた人間関係づくり 【5年宿泊学習】	
7 月			・保護者との情報交換 【学級懇談会・教育相談】
8 月	・人権に関する研修【職員研修】 ・いじめ防止研修会【職員研修】		
9 月	・児童理解委員会 ・振り返りカードの実施	・学級のルールの見直し	
10 月		・行事を通じた人間関係づくり 【運動会】	
11 月	・児童理解委員会・生活指導委員会 ・心のアンケート②及び児童面談実施	・縦割り班遊び	・保護者との情報交換【学校へ行こうの日② 授業参観】
12 月		・学校評価の実施	・保護者との情報交換 【教育相談】 ・学校評価の実施
1 月	・児童理解委員会 ・心のアンケート③及び児童面談	・学級活動の見直し	
2 月	（支援シート作成） ・振り返りカードの実施	・縦割り班遊び ・行事を通じた人間関係づくり 【6年生を送る会 ・6年生ありがとう週間】	・保護者との情報交換【学校へ行こうの日③ 授業参観】
3 月	・児童理解委員会・生活指導委員会 ・いじめ防止基本方針の見直し		・保護者との情報交換 【学級懇談会】

「学校生活上での危機管理」

いじめ



(1) いじめられた児童からの事実確認及び保護者への対応

- ・管理職や関係教職員でこれまでの経過を共通理解し、事実確認を行う際の配慮すべき点を確認する。

〔児童〕

- ・保護者の了解を得た上で事実確認を行う。
- ・児童の思いや願いをしっかりと受け止めながら、可能な限り詳細に聞く。
- ・児童の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認する。

〔保護者〕

- ・保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪をする。
- ・児童と保護者に、学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

(2) 対応方針の決定及び役割分担

- ・管理職や関係教職員で、これまでの情報と家庭訪問で得た情報をもとに協議し、課題を明確にするとともに、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。
- ・収集した情報は速やかに生活指導担当や管理職に伝えることができるように、教師の情報連絡体制を整える。

(3) いじめた児童・周囲の児童からの事実の調査・確認

- ・5W1Hに基づき、正確に事実を把握する。聞き取る際には、児童の人権やプライバシーに配慮するとともに、思いこみや憶測が入らないように慎重に行う。
- ・いじめた児童から聞き取る際には、心理的な圧迫感を与えないように慎重に行う。
- ・周囲の児童から聞き取る際には、例えば、グループで面接し、「困っている友だちはいないかな」などの問いかけから聞き取りを行うなどの工夫を行う。

(4) いじめた児童・保護者への対応

- ・家庭訪問等により、児童と保護者に直接対応する。（電話は避ける。）その際、担任だけでなく学年主任が同席するなど、複数の教師で対応する。
- ・児童に確認した事実に基づき、行った行為及びその行為を受けた児童の心情を伝える。そして、行為の重大性に気づかせ、反省を促すとともに、謝罪の方法等についてともに考えながら指導する。
- ・保護者に、いじめの解決を通して児童のよりよい成長を促したいという教師の願いを伝え、協力を求める。

- ・保護者が孤立感を感じないように配慮し、保護者とともに解決に向けての取組を考えながら家庭での子どもへの接し方等について助言する。

(5) 学級・学年全体への指導

- ・いじめられた者のつらさを理解させるとともに、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成を図る。
- ・いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了解を得て行う。

(6) 指導の継続

- ・担任は、いじめられた児童やいじめた児童の保護者に指導経過を報告したり、その後の家庭での様子について情報交換したりするなど、継続して児童の成長を見守る。
- ・関係した児童の成長についての情報を教師間で定期的に交換し、共有化を図る。また、教師から声をかけ、見守ってくれているという安心感を与えるようにする。

(7) 関係機関との連携

- ・児童に対する継続的なカウンセリングを依頼するなど、スクールカウンセラーや相談機関と連携を図る。
- ・暴力や恐喝等を伴ういじめについては、早急に警察との連携を図る。

2 未然防止のポイント

(1) いじめに関する校内体制の確立

校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、教師の認識を高める取組や、悩み調査を実施する取組、緊密な情報交換等により、いじめの早期発見に向けた取組を充実する。また、いじめは絶対に許さないという教師の姿勢を、日ごろから折に触れ児童に示す。

(2) いじめを許さない学校・学級づくり

児童会活動や学級活動等を通じて、いじめを見かけたら、児童がその場で注意することのできる、いじめを許さない学校・学級づくりを行う。

(3) 教育相談の充実

定期的な教育相談や、教師から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場面づくりを心がける。具体的には、自分だけでなく、周りに困っている子がいないか把握する「心のアンケート」の実施と、その後に、子どもの教育相談「先生あのね」を行い、児童一人ひとりと話し合う機会をもつ。また、個人面接や集団面接等、場合に応じて面接方法も工夫する。

(4) 保護者・地域との連携

保護者や地域からの情報が得やすいように、例えば登下校の様子等について、保護者や地域の協力者と定期的に連絡を取り合うなど、連絡体制を確立しておく。